



(個人情報取扱いに関する承諾)

上越市克雪すまいづくり支援事業補助金の交付の可否の審査のため、建築住宅課の職員が行う次の事項について承諾します。

- ア 世帯員全員の住民基本台帳の閲覧
- イ 市税の納税状況に係る資料の閲覧
- ウ 世帯員全員の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳並びに療育手帳及び知的障害に係る判定書の交付状況に係る資料の閲覧
- エ 満60歳以上の世帯員全員の要介護認定及び要支援認定の状況に係る資料の閲覧

氏名 \_\_\_\_\_

備考 承諾しない場合又は本市が保有する情報で確認できない場合は、住民票、納税証明書、手帳若しくは判定書の写し又は介護保険被保険者証の写しを添付してください。

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
  - (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
  - (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。
- 上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)